

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第 7号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 8号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 5 議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 7 議案第13号 山ノ内町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第14号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 9 議案第15号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 10 議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 11 議案第17号 山ノ内町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 12 議案第18号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第19号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第20号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第21号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定について
- 16 議案第22号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の制定について
- 17 議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 19 議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算
- 20 議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 21 議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 22 議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 23 議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 24 議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- 25 議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- 26 議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算
- 27 議案第33号 山ノ内町農業委員会委員の推薦について
- 28 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について
- 29 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 30 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 31 発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 33 陳情第3号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情
- 34 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 35 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 36 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 37 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

○ 本日の会議に付した事件……………38まで議事日程のとおり

追加日程第1 発議第1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について

---

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒 岩 浩 一 君
2番	望 月 貞 明 君	10番	徳 竹 栄 子 君
3番	西 宗 亮 君	11番	湯 本 市 蔵 君
4番	田 中 篤 君	12番	小 淵 茂 昭 君
5番	布施谷 裕 泉 君	13番	山 本 一 二 三 君
6番	高 山 祐 一 君	14番	小 林 克 彦 君
7番	高 田 佳 久 君	15番	渡 辺 正 男 君

8番 山本良一君

16番 児玉信治君

---

○ 欠席議員次のとおり (なし)

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 河野雅男 議事係長 常田和男

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小林央君
教育委員長	村上温君	教育長	佐々木正明君
会計管理者	花岡佳昭君	総務課長	内田茂実君
税務課長	大井良元君	健康福祉課長	成澤満君
農林課長	生玉一克君	観光商工課長	藤澤光男君
建設水道課長	渡辺千春君	教育次長	柴草隆君
消防課長	阿部好徳君	代表監査委員	中野隆夫君

---

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(児玉信治君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(児玉信治君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月25日の議会運営委員会に、町側から3件、議会側から9件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

---

### 発言の訂正

議長(児玉信治君) 観光商工課長より発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

観光商工課長。

観光商工課長(藤澤光男君) それではお願いします。

貴重な時間をいただいて申しわけありません。それでは、訂正をお願いしたいと思います。

3月16日の黒岩浩一議員の一般質問の2番の観光関連諸問題についての再質問の中で、野猿公苑の外国人入苑者のうち町内の宿泊率はどのぐらいかとのことのご質問の答弁の際に、連泊をされている外国の方を考慮せずにお答えをしてしまいましたので、その部分の数字等の訂正をお願いをしたいというふうに思います。

本当であれば、前回の答弁に連泊の方を考慮していないため町内の宿泊率はかなり下がるということをつけ加えさせていただければいいのですが、訂正しかできないということですので、数字が推定のまた推定というようなことになってしまいますけれども、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それでは、訂正箇所ですが、「2万約7,000人」を「約1万4,000人」に、「3万人」を「1万5,000人」に、「60%」を「30%」に、「町内の宿泊者数」を「町内の宿泊者の実数」に、「約3万人」を「約1万5,000人」に、「5割から6割」を「3割」に、それぞれ訂正をお願いいたします。

以上であります。

議長(児玉信治君) ただいまの観光商工課長の発言の訂正については、会議規則第64条の規定に準じて許可します。

- 
- 1 議案第 7号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第 8号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 議案第 9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の

## 制定について

### 4 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 議案第7号から日程第4 議案第10号までの4議案を一括上程し、議題とします。議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） ただいまの4議案につきましては、去る3月16日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

（総務常任委員長 田中 篤君登壇）

総務常任委員長（田中 篤君） それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

#### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成27年3月23日

2. 開催場所 第1委員会室

3. 審査議案

議案第7号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（以上4件 平成27年3月16日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告いたします。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査経過についてご報告申し上げます。

最初の議案第7号ですが、文部科学省の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律により山ノ内町の職員定数条例の一部を改正するものです。内容は、教育長が一般職から外れるため、その文字を削ります。

この条例は平成27年4月1日より施行します。

また、経過措置として、現在の教育長の在職中は現在の条例の効力を有するとの内容でございます。

議案第8号につきましては、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、条例の題名等及び第1条の条文より「等」の文字及び第2条中「及び教育長」を削ります。また、別表3の中で「教育委員会の委員長」をなくし、非常勤の消防団員に機能別消防団員を加えます。

この条例は平成27年4月1日より施行します。

経過措置については、前の議案と同じでございます。

議案第9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する法律の一部を改正します。

題名中、1の中の「等」、これもまた前回と同じでございます。1、2条中の「及び教育長」を削ります。

この条例についても平成27年4月1日より施行いたします。

経過措置については、前議案と同じでございます。

議案第10号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。その関係条例とは、山ノ内町国民健康保険北部診療所医師の給与等に関する条例、地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の条例中で山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の「等」の字を除くものでございます。そのための一部の改正をいたします。

この条例は、平成27年4月1日より施行いたします。

以上でございます。

**議長（児玉信治君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第7号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第7号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。



討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

5 議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

議長(児玉信治君) 日程第5 議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6 議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月16日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長(田中 篤君) 総務常任委員会の審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成27年3月23日

2. 開催場所 第1委員会室

3. 審査議案

議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

(以上2件 平成27年3月16日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告いたします。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第11号、議案第12号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査経過を申し上げます。

最初に議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、これは国の平成27年度税制改正大綱によるもので、まだ可決はしておりませんが3月中に成立の見込みでございます。

内容は、課税限度額を現行の基礎課税額51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行16万円を17万円に、介護納付金課税額を現行14万円を16万円に見直し、課税限度額が現行81万を85万に4万円増額するものでございます。

また、その分、増額したものを軽減判定所得、5割軽減基準額の被保険者1日当たりの基準額を現行24.5万円を26万円に、2割軽減基準額と被保険者1人当たりの基準額を現行45万円を47万円と軽減の方のほうに振り向ける内容でございます。

この条例につきましては、平成27年4月1日より施行いたします。

以上でございます。

議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例、この条例につきましては、団幹部と消防署のほうで協議をいたしまして、昨年8月6日、消防防災委員会に諮り、了解、またご理解をいただいた上で今度のような内容になっております。

消防団員の定数を359人から417に58人ふやすとともに、機能別消防団員の項目を入れ、また非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防団を解散することによって、これを削ります。

第4条、5条中の山ノ内町水防団員に関する条例と山ノ内町水防団員の設置に関する条例については廃止をいたします。

この条例は27年4月1日より施行いたしますが、45条中の廃止規定につきましては平成27年3月31日より施行いたします。

以上でございます。

**議長（児玉信治君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

7 議案第13号 山ノ内町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第14号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

9 議案第15号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

10 議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

11 議案第17号 山ノ内町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議長(児玉信治君) 日程第7 議案第13号から日程第11 議案第17号までの5議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) ただいまの5議案につきましては、去る3月16日の本会議において社会文

教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

**社会文教常任委員長（高田佳久君）** それでは、常任委員会の審査報告をさせていただきたいと思いをします。

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会  
委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 平成27年3月23日
2. 開催場所 第3・第4委員会室
3. 審査議案  
議案第13号 山ノ内町保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第14号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第15号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第17号 山ノ内町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

(以上5件 平成27年3月16日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過について若干補足説明をさせていただきます。

まず採決結果ですが、議案第13号から17号まで全て全会一致で採択となりました。

議案第13号から16号につきましては、平成24年8月に制定されました子ども・子育て関連3法により条例の制定が必要となったものです。

厚生労働省令、内閣府令に定められている各種基準を参考に条例を定めているとのことなので、特に問題ないとの判断のもと採択すべきものとなりました。

また、議案第17号は、新教育長制度への移行に当たり新教育長が常勤の特別職となるため、新たな事項として職務に専念する義務の免除を設けるものとのことですので、こちらについて

も特段問題ないものと判断した結果、採択すべきものとなりました。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

**議長（児玉信治君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第13号 山ノ内町保育所条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 山ノ内町保育所条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 山ノ内町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 山ノ内町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 1 2 議案第18号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 3 議案第19号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 4 議案第20号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 5 議案第21号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定について
- 1 6 議案第22号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第12 議案第18号から日程第16 議案第22号までの5議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） ただいまの5議案につきましては、去る3月16日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、付託されました案件につきまして委員会の報告をさせていただきますと思います。

#### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会  
委員長 高 田 佳 久

- 1. 委員会開催月日 平成27年3月23日
- 2. 開催場所 第3・第4委員会室
- 3. 審査議案

議案第18号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定について

議案第22号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の制定について

(以上5件 平成27年3月16日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過について補足説明させていただきます。

採決結果ですが、議案第18号から22号まで全て全会一致の採択となりました。

議案第18号から22号につきましては、介護保険法の一部改正に伴いまして条例の制定が必要となったものであります。

厚生労働省令に定められている各種基準を参考に条例を定めているとのことですが、議案第21号の一部に国の基準と異なる町独自の基準を定めております。相違している内容は、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった措置についての部分ですが、国の基準では2年となっておりますが、後日何かあったときに対応できるようにということで、県の条例に準じて行うことで5年と定めておるところが相違している内容となっております。基本的に国の基準に準じているということですので問題ないとの判断で採択すべきものとなりました。

以上、審査経過及び委員会報告を終わりにさせていただきます。

**議長（児玉信治君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第18号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。



議案第18号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

17 議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

18 議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する

## る条例の一部を改正する条例の制定について

**議長（児玉信治君）** 日程第17 議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第18 議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月16日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

**観光経済常任委員長（山本良一君）** それでは、審査結果をご報告いたします。

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

観光経済常任委員会

委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成27年3月23日
2. 開催場所 第2委員会室
3. 審査議案

議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以上2件 平成27年3月16日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第23号、議案第24号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

以上でございますが、審査の内容について若干ご説明いたしますが、議案第23号につきましては、社会情勢の変化等も踏まえまして特定配偶者という項が加わると、それに附属する文面の変更でございます。

議案第24号に関しましては、第8次拡張計画に伴う給水人口、それから、それに伴います最大給水量の変更というものを最新の予測に合わせて数値変更いたすものでございます。

なお、それ以上の質問のある方は自席にてお答えいたしますので、ご質問お願いいたします。

**議長（児玉信治君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 山ノ内町公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 19 議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算
  - 20 議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
  - 21 議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
  - 22 議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
  - 23 議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算
  - 24 議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
  - 25 議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

## 26 議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（児玉信治君） 日程第19 議案第25号から日程第26 議案第32号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） ただいまの8議案につきましては、去る3月16日の本会議において山ノ内町議会予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、予算審査特別委員長から審査の報告を求めることにします。

小林予算審査特別委員長、登壇。

（予算審査特別委員会委員長 小李克彦君登壇）

予算審査特別委員長（小李克彦君） それでは、予算審査報告書の朗読をいたしまして報告いたします。

### 山ノ内町議会予算審査特別委員会審査報告書

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

山ノ内町議会予算審査特別委員会  
委員長 小李克彦

1. 委員会開催月日 3月17日、18日、19日、20日
2. 開催場所 役場委員会室
3. 審査議案
  - (1) 議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算
  - (2) 議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
  - (3) 議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
  - (4) 議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
  - (5) 議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算
  - (6) 議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
  - (7) 議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
  - (8) 議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算

（以上8件 平成27年3月16日付託）

#### 4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって3部会とし、次の担当区分により関係課等の担当者から説明を聴し、十分審査のうえ、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し、結論といたしました。

#### 5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 田中 篤)

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算のうち総務常任委員会所管に係る費目

議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高田佳久)

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目

議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算

(3) 第3部会 (部会長 山本良一)

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算のうち観光経済常任委員会所管に係る費目

議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算

6. 結 果

(1) 審査区分 議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意 見

《共 通》

○まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略を効果的に後期基本計画に組み入れること。

○第5次総合計画前期基本計画、特にまちづくり重点アクションプランの完全なる実施と検証を行い、後期基本計画に反映させること。

《総務費》

○税の収納率向上に向けて、さらなる努力をすること。

○社会保障・税番号（マイナンバー）制度の周知に万全を期すこと。

《民生費》

○人権尊重社会の確立と、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に推進すること。

○子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、情報の共有化を進め子育て環境の向上につとめること。

○婚活支援には、行政が積極的にかかわること。

《衛生費》

○衛生自治会と連携して、ごみ減量の意識啓発につとめること。

○各種健（検）診の受診者増につとめ、健康づくりを推進すること。

《農林水産業費》

- 真の6次産業のあり方を検証し、育成につとめること。
- 新規就農者のさらなる増加のため、支援策の強化をはかること。
- 人・農地プランは実効があがるように取り組むこと。

《商工費》

- 観光連盟との新たな協力体制を構築し、観光振興に取り組むこと。
- 案内看板・案内機能の充実には、インバウンド対応も含め整備すること。

《農林水産業費・商工費共通》

- ユネスコエコパークを活用し、産業振興につなげること。

《土木費》

- 公民館・公会堂等の避難所耐震化対策を着実に実施すること。
- 急傾斜地砂防対策事業をすみやかに進めること。
- 景観計画は具体的に推進すること。

《消防費》

- 危機管理態勢の強化と防災意識の啓発をはかること。
- 地域防災力向上のため、自主防災組織の育成強化をはかること。

《教育費》

- 社会体育施設について、整備計画を策定すること。
- 今後の学校教育環境については、早急に整備を進めること。

- (2) 審査区分 議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意 見

- 新情報システムを3年をめどに稼働させること。

- (3) 審査区分 議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意 見 (事業勘定)

- 特定健康審査については、受診率の目標値達成に向け努力すること。
- 保険税の収納率向上につとめるとともに、会計の安定的な運営をはかること。

- (4) 審査区分 議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

- (5) 審査区分 議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意 見

- 介護予防を充実させるとともに、利用者の希望や状況を把握し、適切なサービス提供に万全を期すこと。

(6) 審査区分 議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○加入率・接続率の向上をさらにはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めること。

○使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

(7) 審査区分 議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めると。

○使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

(8) 審査区分 議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○浄水場施設更新までの間、既存施設の維持管理と水道水の安定供給につとめること。

次に、総括意見です。

平成27年度予算は、町長の任期満了に伴う選挙が2月に実施されたため骨格予算ではあるが、一般会計歳入予算は64億3,600万円で、果実共選所整備補助3億5,050万円が終了したものの、前年比1億9,600万円の減にとどまり大型となっている。

歳入のうち町税は、前年比9,659万円減の16億8,453万円で、減額の大きな要因は宅地価格の下落傾向と評価替え年であること、また家屋の評価額算定基準の見直しにより固定資産税1億300万円の減である。固定資産税の減額は、平成10年から18年間に及んでいる。

個人町民税は、平成10年から税制改正年を除き年々減少していたが、前年比600万円増の3億8,550万円を見込んだことは、三年連続の増である。

軽自動車税3,858万円、たばこ税8,000万円、入湯税6,700万円は、ほぼ前年並みを見込んでいる。

地方交付税は、前年比8,000万円増の20億1,000万円を見込み、町税を上回ること4年目である。

分担金及び負担金のうち、農林水産業費と土木費の分担金は、前年比1,135万円増の2,234万円。民生費負担金は前年比660万円減の5,442万円であるが、これは保育所費の多子世帯への軽減を実施することによる。

国庫支出金のうち土木費は、前年比4,785万円増の8,499万円で道路橋梁維持費と新たな雪寒指定道路の除雪費の補助である。

教育費は、前年比2,535万円増の4,934万円であるが、これは東小学校、北小学校、山ノ内中



学校の体育館地震防災対策費である。

繰入金は、減債基金で1億円、財政調整基金で前年比9,308万円増の3億704万円である。

諸収入は、ほぼ前年同額の1億255万円である。

町債は、前年比540万円減の9億480万円となっている。

次に、歳出であります。議会費では議員定数の改正で16名から14名へと2名減により、報酬は456万円減少した。

総務費では、本年は町制施行60周年にあたることから、多岐にわたり記念事業を実施しているが、本旨に添った内容になることに十分留意されたい。また、移住定住は需要と供給の調整が難しい事業であるので、さらに取り組みの専門性が望まれる。ふるさと寄附金は全国で返礼品の加熱傾向が見受けられるが、趣旨から逸脱しない範囲にとどめられたい。また、個人番号カード制がいよいよ本格利用に踏み出すが、順次拡大利用も計画されており、個人情報の管理には当初から十分な対応をとることが肝要である。

衛生費では、平成24年度から負担してきた北信病院再構築負担金は翌年度で最終年を迎えるが、完成後の中核病院としての働きに期待する。

農林水産業費では、「いのちを守る森づくり」はユネスコエコパーク関連との協調事業となる。

商工費では、「第14回東アジア生物圏保存地域ネットワーク会議」が開催されるが、保存地域の実態が問われるのはもちろん、大会の成功が“観光まち”の実力を示すものとなる。

土木費では、耐震診断は指定避難所と大型宿泊施設を予定し、道路関係では橋梁長寿命化、新設・改良工事等である。その他に町営住宅長寿命化工事の継続等により大型予算となっている。

消防費では、水防団を廃止して新たに、現実にそくした機能別消防団員制度を導入する。

教育費では、学校の体育館耐震工事のほか、給食センターの大規模改修工事を行う。

災害復旧費では、林道一路線を予定している。

公債費では、元利で前年比2,929万円減の5億6,404万円である。

諸支出金では、水道事業会計ほか5特別会計への繰出金で、前年とほぼ同額の9億71万円である。

6特別会計は、ほぼ通常年と同様であり、円滑な運営が計画されている。

水道事業会計では、長年懸案であった老朽化の著しい南部浄水場の改修工事の詳細設計費が計上されている。

国は、平成27年度を地方創生元年と位置づけ地方創生担当大臣を任命し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と将来の人口展望を示す長期ビジョンを決定した。事業費も国は地方創生先行型の交付金を平成26年度補正予算で決定、続けて平成27年度予算にも計上している。

町は折しも町制施行60周年であり、北陸新幹線金沢延伸、善光寺御開帳等と取り巻く環境にも景気回復へのチャンスの条件は揃ってきている。町民税の減収も底打ちの感がうかがえる。

いよいよ護るところは護り、攻めるべきところは攻める時期である。個性ある「町総合戦略・人口ビジョン」の作成、26年度繰越明許費17事業1億408万円、さらに6月補正予算が加わると年度内事業は大規模となり、事務量の増大が予想される。

事業執行については、特に範囲の広いユネスコエコパーク関連や就農支援・事業後継者対策については、関係課によるプロジェクトチームを設け、遺漏・遅滞等が生じることのない対応につとめ、これらの事業成果を以って町の景気回復元年となる記念すべき節目の年となることを期待します。

以上、報告といたします。

**議長（児玉信治君）** ただいま予算審査特別委員長の報告で、経過で省略されました箇所につきましては、特別委員長の要望どおり会議録に登載するよう配慮いたします。

これより、予算審査特別委員長から報告のありました8議案に対し一括質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算について討論を行います。

初めに、予算審査特別委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

**11番（湯本市蔵君）** 11番 湯本市蔵。

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算について、日本共産党町議団を代表して、反対の立場で討論させていただきます。

町予算案は骨格であるが、評価できる事業、施策は多く、昨年度は賛成していることから討論が難しいわけでありますが、要は国の予算に反対だということでございます。

平成27年度国予算は1月14日閣議決定され、3月13日衆議院で可決、参議院で審議中です。予算案は社会保障予算の削減、大企業減税、軍拡推進など安倍カラーをますます強め、国民の声を無視した暴走路線を進めるものであり、日本共産党は予算の組み替えを提案し反対いたしました。

予算案は総額96兆3,420億円、過去最高規模です。

特徴は、1つとして、消費税率を3%引き上げることにより年間8兆円にもなる大增税を国民に押しつけ、暮らしと経済に想定を超える深刻な事態をもたらし、またもたらすことです。一方、円安と株高により大企業と富裕層には大きな利益になり格差が拡大しております。

2つとして、社会保障関係費は自然増8,000億円を半分に圧縮、自然増削減方針の具体化に踏み出しました。年金のマクロ経済スライドが初めて発動、年金額は0.9%ふえても物価上昇率2.7%を考慮すると実質マイナスになります。医療介護の大幅削減、消費税は全額社会保障にと言いながら、増税分のうち社会保障の充実に充てられるのは、わずか16%にすぎません。

3つ、大企業には法人税率の引き下げ、2年間で1.6兆円など減税や大型開発のばらまき、しかも赤字法人に増税、黒字法人に減税の格差拡大税制です。

4つとして、軍事費は4兆9,801億円、史上最高を更新し、内容もオスプレイなど海外に出動して戦争するための装備が強化される、まさに軍拡推進です。

5、地方交付税も総額は3.8%減、まち・ひと・しごと創生事業1兆円の増も財源は消費税増税を前提とし、算定方法も成果による算定が持ち込まれ問題です。党は、新年度予算の組み替え動議で、成果による算定の撤回と全額を必要度に変更するよう求めています。

6として、基礎的財政収支や公債の依存度は改善しましたが、消費税頼りでは財政危機は打開できません。消費税が創設されてから2015年度までの27年間の消費税収は地方分も含め304兆円、一方、法人税の減税額は地方も含め263兆円になっており、消費税が法人税の穴埋めに消えてしまった計算です。消費税だけではない別の道、富裕層や大企業優遇をやめ、税金は能力に応じた負担で、大企業の内部留保の一部を活用し、国民の所得をふやして増収増税を目指すことが重要になっております。

さて、当町の27年度骨格予算案は総額64億3,600万円、歳入の主なものは、町税は個人住民税は増だが固定資産税の落ち込みが大きく前年度より9,659万円ほど減の16億8,453万円、その補填もあり地方交付税は8,000万円増の20億1,000万円、国庫支出金4億2,479万円、県支出金3億5,183万円、町債9億480万円と、それから財源不足を基金繰入金4億1,576万円で補うものとなっております。

歳出では、実施計画に沿って経常的、継続的なものが取り組まれており、従来から是々非々との立場を表明しており、その立場から、総論は時間の関係で省略いたします。5点ほど申し上げます。

1つ、人件費は13億779万円、2,268万円の増となっておりますが、その他特別職が人数224人減で1,444万円の増は、臨時職員から嘱託職員の待遇改善に伴うものは評価いたします。官製の非正規雇用は本来是正されるべきだと考えます。

1つ、27年4月から始まる森林整備計画はよくできており、推進に期待いたします。「いのちを守る森づくり」事業は寄附金に比べて事業費が大きく、長く続けるには検討が必要と思います。ユネスコエコパーク推進事業についても具体的に効果を示し、継続発展するよう取り組んでいただきたいと思います。

1つ、小・中学校施設工事、給食センタードライ化改修、奨学金貸与事業の拡大など教育費は大きく伸びております。小学校の統廃合は、審議会の答申を具体的、現実的に検討し、段階的統合が最多、現状のままという少数意見も多かったアンケートの結果も十分考慮し、民主的にスピード感を持って取り組まれることを希望いたします。

1つ、マイナンバーシステム整備、税と社会保障の個人情報を一括管理し、町税強化、給付の抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるもので日本共産党は反対いたしました。予算は全額国庫補助ですが、今後の情報管理のあり方など十

分なチェックが必要です。

1つ、人口の減少、高齢化が進んでおります。若者定着、人口増対策、その基本である地域産業の活性化、働く場所の創出に真剣に取り組んでももらいたい。国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、昨年12月、総合戦略を閣議決定、地方創生の緊急予算措置として補正予算に地域住民生活等緊急支援のための交付金が出され、町もソフト事業を中心に予算化、繰越明許になっております。

町の総合戦略策定も計画されているが、地方を衰退させてきた原因は、アメリカ言いなり、大企業本位の輸入自由化、大店法規制の廃止、非正規雇用の拡大など長年の自民党政治にあることを忘れてはなりません。その反省もなく、消費税の10%への増税、社会保障の聖域なき見直し、TPP推進、中小企業と農林水産業を破壊する格差拡大のアベノミクス、農政、農協改革は当町の衰退をさらに加速します。そうならないための町民本位の総合戦略になるよう希望するものです。

最後に、安倍政権は集団的自衛権の行使の安保法制、今国会で成立させようとしておりますが、3月30日、きょうの信毎の記事では、全国世論調査でも「反対」45%と「賛成」の40.6%を上回っております。政治の反動的逆行を許さないため平和憲法を守り頑張る決意を表明し、反対討論といたします。

以上です。

**議長（児玉信治君）** 次に、予算審査特別委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

6番 高山祐一君、登壇。

（6番 高山祐一君登壇）

**6番（高山祐一君）** 6番 高山祐一。

議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本年、折しも町制60周年の節目の年を迎え、北陸新幹線金沢延伸、善光寺御開帳と観光面での進展が見込まれ、4月1日の記念式典を皮切りに1年間を通じて記念の事業がめじろ押しであります。それぞれの事業が滞りなく、盛大で効果的に執行されることを望みます。

27年度一般会計当初予算は、2月に町長選挙が予定されていたため骨格予算であります。義務的経費や継続事業費のほか新規及び拡充予算も盛り込まれ、総額は64億3,600万円と大型であり、町税収入約17億円は全体の約3割を占め、地方交付税は町税不足の補填の面で普通交付税、特別交付税、合わせて20億1,000万円が見込まれています。

固定資産税は18年連続の減額であり、宅地価格の下落傾向は一部の地域では持ち直したもののまだまだ続いている現状であり、入りをはかりて出るを制するが肝心であると考えます。

また、地方創生元年ともいえる本年、まち・ひと・しごと創生総合戦略とも相まって、当町には全国に先駆けたビッグプロジェクトが動き出す模様で大いに期待をしたいところであり、当町における第5次総合計画前期基本計画の最終年に当たり、まちづくり重点アクションプランの効果的な展開が求められています。

一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰り入れ3,000万円は保険税の町民負担軽減の面から歓迎される所であり、放課後児童クラブの空調工事や平日の開所時間延長などの環境整備についても利用者目線の施策、予算であると評価します。

また、保育料、多子世帯3人目以降を半額にする事業など、子育て支援に対する町の前向きで積極的な姿勢がうかがえ歓迎する所であります。

観光産業においても、インバウンド施策については特にスノーモンキー関連で上林地区の環境整備と多言語を活用した案内標識整備に向けての取り組みを期待したい所であります。

ふるさと寄附金は、外部委託により事務量の軽減を図り、ヤフー公金収納システムを活用して、さらに寄附のしやすさを図ることにあわせ、寄附者に喜ばれるような特典のメニューのバラエティー化により見込み額の1,500万円をさらに上乗せできることを目指して努力することを望む所です。

消防費でも機能別消防団員を配置する新たな取り組みを行い、団員不足の解消、地域防災の強化に資する有効な一手になることを目指しております。

以上申し上げましたように、第5次総合計画の基本理念である「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」の実現に向けて取り組む姿勢がうかがえます。今後、政策予算として6月補正での肉づけにより、さらに町民の負託に応えられることを大いに期待して賛成討論といたします。

**議長（児玉信治君）** 討論を終わります。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（児玉信治君）** 起立13名で多数です。

したがって、議案第25号 平成27年度山ノ内町一般会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成27年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成27年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成27年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、予算審査特別委員長の報告に対し反対者の意見を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** それでは、予算審査特別委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

15番 渡辺正男君、登壇。

(15番 渡辺正男君登壇)

**15番(渡辺正男君)** 15番 渡辺正男。

議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算に対し、日本共産党議員団を代表して、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度がスタートとしたのは平成12年度でした。それから15年。平成27年度から29年度までの3年間は第6期となります。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして社会保険方式が導入され、その後3年ごとに見直しが行われてきました。今回の第6期の改定は多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に大幅な負担増を押しつけるなど公的介護保障を土台から掘り崩す大改悪となっています。これは安倍内閣のもと、医療、介護を中心に社会保

障給付について、いわゆる自然増も含め聖域なき見直し、徹底的に効率化、適正化していくと宣言した骨太方針2014によるものです。

介護報酬は全体で2.27%引き下げました。2回連続の実質マイナス改定です。今回は介護労働者の処遇改善の特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば4.48%と文字どおり過去最高規模の引き下げです。消費税増税やアベノミクスによる物価高などで介護事業の経費がふえる中、マイナス改定を実行すること自体、介護のさまざまな分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすものです。

医療介護総合法では、要支援1、2と認定されて介護サービスを受ける人の8割が利用するホームヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を保険給付から外すとしています。そのかわり市町村が実施する地域支援事業に新しいメニュー、これは介護予防日常生活支援総合事業という呼び名であります。これを設け代替サービスを提供するというのが政府、厚生労働省の言い分です。しかし、この新事業は予算に上限がつけられ、自治体は給付費の大幅な抑制を求められます。山ノ内町では平成29年度から新総合事業に移行の予定となっておりますが、財源等も含め仕組みがはっきりしておらず不安があります。

総合法により、2015年度から特養ホームへの入所は原則として要介護3以上に限定されます。現在、特養待機者は全国で52万4,000人、うち17万8,000人は要介護1、2に当たります。それらの人は、原則として特養入所の対象外とされます。特養入所から外される要介護1、2の人に対し、受け皿を整備する計画も持っていません。今回の改定は膨大な介護難民を放置したまま、見かけ上、待機者数を減らすというだけのものです。

当町の今回の第1号被保険者の介護保険料は第5段階の標準額で年額6万3,600円となり、第5期の標準額第4段階と比べ年額480円のアップとなりました。これは第5期で1億円以上に上った支払い準備基金からの繰り入れ8,000万円以上を考慮した改定で、値上げ幅が小さく抑えられたことは評価したいと思います。

現在の介護保険は、サービスの利用がふえたり、介護職の労働条件を改善したりすれば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るという根本矛盾を抱えています。自民党と公明党は消費税増税の実施前、増税で財源を得られたら1兆円の国費を投入し、介護保険の公費負担割合を現行の50%から60%に引き上げると主張していましたが、増税が決まった途端、その公約はほごにされました。

高齢者の急増で介護保険の給付費は膨らみ続け、平成12年度の3.6兆円から26年度は10兆円に達しています。介護保険の財源は公費50%、保険料50%となっておりますが、今回の改定で第1号被保険者の負担割合は21%から22%に引き上げられました。こうした中で、低所得者の保険料の公費での負担軽減が始まります。上がり続ける保険料と消費税増税という環境の中で負担軽減は必要なことであります。ただ、それと引きかえに、当町の誇るべき町単独事業である介護保険低所得者対策助成金の廃止が予定されているのは問題であります。今回は27年度一般会計で600万円が計上されています。

そもそも保険料とサービス利用料は別物です。公費による保険料負担軽減は、消費税増税に対応したものであり本来の負担軽減とは違います。このことが低所得者対策助成金を廃止する理由にはなりません。この事業が廃止となれば、介護を必要とする低所得者のサービス利用抑制につながることは明らかであり賛成できません。

問題だらけの第6期介護保険見直しの中で、今、自治体がすべきことは、保険料、利用料の高騰を抑えながら、独自の助成制度拡充や介護の提供基盤の充実に努力していくことだと思います。介護保険を本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅にふやすしかありません。

平成27年度介護保険特別会計予算に対しては賛成いたしますが、介護を必要とする皆さんが今後も安心してサービスを利用できるように、町としてのきめ細かな対応を要望しておきたいと思います。

以上です。

**議長（児玉信治君）** 討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成27年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成27年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。



議案第31号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成27年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(児玉信治君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第32号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(児玉信治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 27 議案第33号 山ノ内町農業委員会委員の推薦について

**議長(児玉信治君)** 日程第27 議案第33号 山ノ内町農業委員会委員の推薦についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、12番 小淵茂昭君の退席を求めます。

(12番 小淵茂昭君退席)

**議長(児玉信治君)** 議題の朗読を省略し、議案の説明を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

**議会事務局長(河野雅男君)** 議案の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員の任期が本年4月14日をもって任期満了となることから、去る1月22日付で町長から推薦依頼がありました。

同条によりますと、選任による委員は学識経験を有する者から4人以内であります。今回提案申しあげました4人の人選につきましては、過日の議会議員協議会で観光経済常任委員会からの候補者選任をもって推薦者とする旨、決定をされております。

それでは、推薦者の住所、氏名を申し上げます。

山ノ内町大字平穏3219番地の2、山本哲也さん、山ノ内町大字夜間瀬3829番地、池田元子さん、山ノ内町大字佐野1164番地、中澤多恵子さん、山ノ内町大字夜間瀬3441番地1、小淵茂昭さんの4名であります。

次に、任期について申し上げます。

今回、議会推薦により選任されます委員の任期は、同法第15条第4項の規定により一般選挙により選挙された委員と同様の任期であります。平成27年4月15日から平成30年4月14日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

**議長（児玉信治君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号 山ノ内町農業委員会委員の推薦についてを原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（児玉信治君）** 起立全員です。

したがって、議案第33号 山ノ内町農業委員会委員の推薦については原案のとおり可決されました。

12番 小淵茂昭君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（12番 小淵茂昭君復席）

---

## 28 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について

**議長（児玉信治君）** 日程第28 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町副町長の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりであります。

住 所 長野市吉田1丁目26番地20

氏 名 柳澤直樹

生年月日 昭和31年2月1日

任期は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間です。

提案理由は、任期満了による新たな選任であります。

なお、柳澤氏は、現職は長野県立短期大学事務局長ですが、北信地方事務所長、農政部長、教育次長などを歴任し、県職員として行政経験が豊富な方であります。ご同意をお願いいたします。

**議長（児玉信治君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

**9番（黒岩浩一君）** 9番 黒岩浩一。

同意第1号 副町長選任に関する件について、反対の立場で討論を行います。

誤解のないように最初に申し上げておきますが、私は、今回名前の挙がった柳澤氏個人に対して含むところは全くありません。選定の考え方とやり方について疑問を持つものであります。

理由を2点申し上げます。

第1点は、基本的に町長、副町長の両方とも行政出身となるのは好ましくありません。町長も議員の皆様もご承知のとおり、私は従前から、どちらかが行政出身であれば、もう一方は民間出身として、感覚のバランスをとるべきとの意見であります。わずか1期4年でこのバランスが崩れて、またもとの行政OBばかりのコンビになるのはまことに残念です。

第2点、町長ご自身が先日の全員協議会で説明されたところでは、今回の新副町長選任について、間際になって急に県にお願いしてばたばたと決まった由で、人物、職歴、考え方などを吟味する過程は一切なかったものであります。

たとえ行政OBであっても、町長が時間をかけて十分に付き合った上で、この人物ならば当町のためになると特に見込んで名指しで県にお願いしたというのであれば、まだしも考え方があります。しかし、そうでなければ、県におもねって県職員の天下りを要請したということで、これでは大きな時代の流れに逆行をするわけで、目先は多少プラスがあったとしても、長い目で見るとマイナス面が大きいと考えます。

また、町長は、県のパイプ役が必要と全員協議会で強調をされておりましたけれども、長年行政でたたき上げた町長ご自身が既に県との十分なパイプをお持ちのはずであります。

以上の理由から本件の同意に反対いたします。

しかしながら、私の反対にもかかわらず多数決で議会が同意という結果になる場合は、ご本人におかれては、かような天下り批判があること及び貴重な町費を使う当町では高給取りであることを十分にご認識の上で、当町のために格別に粉骨砕身していただくように特にお願いするものであります。

以上です。

議長（児玉信治君） 暫時休憩といたします。

（休憩） （午後 3時41分）

---

（再開） （午後 3時42分）

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立14名です。

したがって、同意第1号 山ノ内町副町長の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 29 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（児玉信治君） 日程第29 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住 所 山ノ内町大字夜間瀬737番地3

氏 名 山崎廣一

生年月日 昭和23年1月20日

任期は、平成27年4月3日から平成30年4月2日までの3年間の任期であります。

理由は、任期満了により再任をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任ついてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（児玉信治君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 30 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（児玉信治君） 日程第30 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住 所 山ノ内町大字寒沢958番地2

氏 名 白鳥久男

生年月日 昭和25年7月16日

任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間の任期であります。

理由は、前職の辞任により就任をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(児玉信治君) 起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 3 1 発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長(児玉信治君) 日程第31 発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員長 西 宗亮君登壇)

議会運営委員長(西 宗亮君) それでは、発委第1号の提案説明をさせていただきます。

発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、「山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。

平成27年3月30日 提出

山ノ内町議会運営委員長 西 宗亮

平成27年3月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

それでは、理由を申し上げます。

本案は、平成24年3月の議会におきまして議員定数を2名減の14名にすることを決定を受け、常任委員会の編成及び構成について議会活性化研究会で検討、協議を重ねてまいりました。常任委員会がその職責を十分果たすことができるようにするため、広報常任委員会を除く3常任委員会を総務常任委員会と観光経済常任委員会を統合して総務産業常任委員会とし、社会文教常任委員会の2常任委員会制とするものであります。

構成人員はそれぞれ7名として、議会運営委員会を6名にして、平成27年6月1日から施行するものであります。

また、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者となる教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第

121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、委員会条例第19条、出席説明の要求中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

なお、移行に伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則は、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この規定により改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するという経過措置を含んでおります。

本案につきましては、2月27日に開催されました平成27年第1回議会議員協議会において、全会一致で決定されたことにより当該条例の一部を改正するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長（児玉信治君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 32 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書

**議長（児玉信治君）** 日程第32 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月10日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

**観光経済常任委員長（山本良一君）** それでは、陳情の審査報告をいたします。

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会  
委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則

第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 平成27年2月17日

3. 件名

（陳情第2号）

最低制限価格の設定に関する陳情書

陳情者 長野市岡田町124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 池田修平

中野市壁田955

長野県建築士事務所協会中高支部 支部長 鈴木文夫

4. 付託年月日 平成27年3月10日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

以上でございます。

若干、審査についてのご報告をいたしますが、これは昨年の9月議会で、私どもが前回、不採択にした議案と内容的にはほぼ同一のものでございます。今回、また審査を担当と私どもの委員会で話し合った中で、当町の場合は、この陳情を実現するような状況が考えられないと、こういったことで全員の賛同が得られなかったと。

以上、報告いたします。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（児玉信治君） 起立3名で少数です。

したがって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書については、観光経済常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。



33 陳情第3号 集团的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関  
に意見書を提出することを求める陳情

議長（児玉信治君） 日程第33 陳情第3号 集团的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等  
を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月10日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してあり  
ますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

（総務常任委員長 田中 篤君登壇）

総務常任委員長（田中 篤君） 総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

平成27年3月30日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

総務常任委員会

委員長 田中 篤

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則  
第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 平成27年2月26日

3. 件名

（陳情第3号）

集团的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提  
出することを求める陳情

陳情者 長野市県町593

長野県平和委員会

代表 永井光明・中澤盛雄・宮澤彰一・建石繁明・丸山稔

4. 付託年月日 平成27年3月10日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定しました

審査経過につきまして説明させていただきます。

この陳情は、集团的自衛権容認の閣議決定に基づいて安全保障法制の整備に反対するもので  
す。当委員会は、集团的自衛権に関連する過去3回の陳情について当議会議決との整合性、連  
続性を考慮しつつ、十分論議の後に今回の陳情については当委員会の全員一致で不採択といた  
しました。

特に注目したい点は、今回の陳情が今までと論点が異なって法整備に反対を唱えていること  
です。これは、かえって危険で、集团的自衛権の暴走解釈を招きかねない。したがって、暴走

解釈に歯どめをかけるためにも現行憲法の枠内での法整備が必要ではないかと考えて陳情不採択としたものです。

集団的自衛権行使についての慎重姿勢では、過去の議会議決と完全に矛盾するものではありません。問題点及び審査経過を詳細に以下の5項目に分けてご説明いたしますが、問題が複雑でございますので、説明が長くなることをお許し願います。

その5項目ですが、1つ、世界の客観情勢、1つ、集団的自衛権と個別的自衛権の国際法上の根拠、3、自衛権発動の3要件、4、当議会の過去の議決、5、国内世論でございます。

以下、項目につけて詳細に説明させていただきます。

まず、世界の客観情勢についてですが、さきの大戦から戦後70年がたとうとして世界情勢は大きく変化いたしました。現在、そして将来の日本国の存続並びに国民の平和的生存権を確保するためには、現在の法律だけでは有効に対処できなくなりつつあります。

危険に陥った国民を救うため、また国家の存亡の事態に国が何をしなければならぬかを法律として決めておくことは、憲法前文の全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の地に生存する権利を有する及び第13条生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を守るために必要と考えます。何もしないで平和だけを叫んでいれば、国が守られ、国民に危害が加えられないというのは余りにも情緒的で楽観的にあり過ぎ、人類の歴史を知らな過ぎます。

為政者は自国並びに国民の安全を保つために、確かな歴史観に基づき理性的に判断することが求められています。情緒的、楽観的な考えは、古今東西の世界の常識から大きくかけ離れると思います。それで国と国民の生命、財産が守れないことは歴史が証明しています。

確かに戦後70年となろうとしている我が国は、この間、平和で戦争とは無縁の状態であったことは事実です。それは国民の平和を守ろうという強い気持ちと同盟国家が絶対的な国力を持ち、我が国の安全を全世界に向かって保障してきたからです。そして、現在、その絶対的な存在が揺らぎ国際情勢が混沌としてきています。

集団的自衛権と個別的自衛権の国際法上の放棄についてです。集団的自衛権は、これは個別的自衛権とともに1945年に署名、発効した国連憲章第51条で明文化された権利です。内容は、ある国家が武力攻撃を受けた場合、直接攻撃を受けていない第3国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利ですが、この解釈は幅が広く、国家間の取り決めの内容によっては行動基準が異なります。取り決め内容によっては自動的に参戦を行うこともありますし、また、共同して自国民を守る警備防衛活動だけの場合もあります。

**議長（児玉信治君）** 田中議員に申し上げます。

今の賛成討論ということではなくて、総務常任委員会の決定意見をお願いします。

**総務常任委員長（田中 篤君）** こういう条件がそろった中で、議論をした中で決定したということをお説明しているわけでございます。もうしばらくご容赦願えればと思います。

**議長（児玉信治君）** 簡潔明瞭をお願いいたします。

**総務常任委員長（田中 篤君）** では、ご指示でもありますので簡潔明瞭にさせていただきます。

我が国は他国に脅威を与えず、なおかつ国及び国民の安全を守らなければなりません。そのための最低限の武力を持つことは、既に国民の合意となっております。

その自衛権発動の3要件、これが変わってきております。自衛権発動により武力の行使が認められる従来の3要件は、我が国に対する急迫不正の侵害があることに、2、これを排除するために他の適当な手段がないこと、3、必要最小限の実力行使にとどまること、これでございます。これが7月1日の政府見解では、2と3はほとんど従来どおりですが、1については変わってきております。

その内容は、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係のある他国への武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることに変わっております。この3要件は集団的自衛権の乱用を防ぎ、また縛るのです。今、国会で議論されている安全保障整備は、それを踏まえて行っていると考えております。

私どもが一番恐れる危険なことは、法整備がないため準備がないために対処できなくなり、いたずらに犠牲をふやし、国民と国家に重大な結果を招くこと、また、法律規範がないため、このような事態に対し国民感情を含めて過剰な反応をして、なし崩し的に平和憲法を逸脱していくことです。これを防ぐために、歯どめとしても必要最低限の安全保障の法整備は必要と思われると思っております。

当議会の過去の議決でございます。当委員会では、昨年3・6・9月議会で集団的自衛権に関する陳情が出され審議を行っている件に関しても議論を行いました。3月議会では、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情です。これは従来の政府見解、集団的自衛権を認めないという立場でございました。これは集団的自衛権の解釈で、同盟国が戦争を行った場合、自動的に参戦するよう、これは認めないということで当議会でも陳情に賛成多数で可決されております。

6月議会でも、集団的自衛権の行使は憲法上許されないというものとする政府見解の堅持を求める陳情、これについても同じような理由で可決されております。9月議会では、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情が出されています。これは7月1日に出されました、さきに述べた新3要件の政府見解に対しての周知手法が十分ではないため拙速の感がない。また個別的、集団的自衛権のグレーゾーンの中での我が国の自衛上守る最小限の内容自体の説明不足であり、議会でも陳情に対し賛成多数で可決されております。

これらの陳情は集団的自衛権の文字はついていますが、3、6月議会と9月議会では争点が違い、また今議会での議論とは一線を画すものだと考えております。

国内世論を申し上げます。

先ほど湯本市蔵議員のほうからも一部新聞を引用していただいておりますが、新聞各紙はアンケートのとり方により見解が分かれています。集団的自衛権の全体、またはその中の一部を見るかで結果は分かれています。集団的自衛権行使の議論は、総論反対、各論賛成の傾向

があります。総論反対とは、同盟国の戦争に自動的に参戦する状態を含めてのことであり、反対が多数です。各論賛成とは、紛争地域から邦人を救助した外国船を守ること、我が国の存亡を揺るがすシーレーン上の機雷除去についてのことですが、これには賛成が多いと言われています。私どもは国の安全保障法整備が新3要件で各論にとどまるような縛りがあると考えております。

以上が総務常任委員会の審査経過です。何とぞ総務常任委員会の結論にご賛同をお願いいたします。

**議長（児玉信治君）** 委員長報告に対し質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

**議長（児玉信治君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択でありますので、初めに原案に賛成者、すなわち委員長報告に対し反対者の発言を許します。

8番 山本良一君、登壇。

（8番 山本良一君登壇）

**8番（山本良一君）** 陳情第3号 ちょっと風邪を引いていて、のどの調子が悪いけれども、ごめんなさい。集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を求める陳情に対する委員会審査の結果が不採択であったという報告を受けまして、大変な弁論を聞きまして、総務委員会の審査のあり方に対しては、やや疑問が深まったのが第一の感覚でございます。

先ほど来、委員長が申しましたとおり、3月、それから6月、さらに9月に3回提案がございます。これに関連する提案でございますが、関係がないというのに関して、私は、これ、関連していると。全く関連しておりまして、特に9月議会においては、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求めているのが当議会であります。この撤回を求めた陳情をもとに行う法整備に対して関連性がないと言い切るという、そこら辺の感覚は、非常に総務委員会さんの審議は議論が伯仲して、どういう方向へ行ったのかと。法整備の段階に至ったのだから、法整備でしっかりとした整備を求めるのが筋であるというのが総務委員会さんの意見なんですが、でしたら趣旨に対して反対する理由はないと。

趣旨というのは、全くその集団的自衛権の行使に関する私どもの議会の趣旨は、過去3回と今回の趣旨は変わりございません。そこで出てきた法の中でというなら、趣旨を採択した上でしっかりと自分たちの委員会としての意見を委員会意見として提出する。その最低限の、本当に最低限の委員会の責務だと私は思います。今の意見というのは、どうしたって個人的な考えとか、いろいろな形なんですけど、整合性を考えるとそうはならない。委員会審議というのはそういうものです。

また、私、今回、これをやるにつけて、さきの集団的自衛権行使に反対される、その議員の

方の反対意見を読みました。それによりますと、他国防衛を目的とした武力行使ができるとする、いわゆる集団的自衛権行使を認めてもおりません。さらに、安倍首相は、他国の防衛、それ自体を目的とするものではなく、専守防衛を維持し、海外派兵を許さないという原則に変わらないと。かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことに決してならないと断言しておりますという反対意見が出ています。ところが直近の首相の発言を聞きますと、周辺事態法の周辺はとるんだと。さらには弾薬、これは十分に補給できるんだと。その議員が、議員がですよ、反対討論した段階より、さらに重大な変化がもう現実起こっている。このほかにも、最近では自衛隊の海外派遣が随時可能になる恒久法を新たに制定する。この方向も出している。

今から、集団的自衛権なんていうのは小さな問題になってきちゃっているような状況の中で、この今まで過去3回きちっと続けてきた私ども山ノ内議会の趣旨を不採択という形で趣旨まで封じるということは、非常に、これ、暴挙だと私は思っています。これ、非常に軽々な方針提案で、大体正しい理解ができるはずがないんです、これ。

前回、反対討論された議員は最後に言っているんですよ。マスコミに左右されるなど。閣議内容の内容が一方的な新聞報道によって正しく理解されていないから、皆さんは虚心坦懐に閣議決定文を読みなさいというんだ、読んでわからないんです、内容は。いろいろな解釈ができて。だから、きちっと説明しなさいというのが、私たち山ノ内町議会が過去3回続けてきた議論なんですよ。だからこそ、あれを読んでも全然わからないから不安になる。

虚心坦懐するのは政府です。政府と国会が町民なり県民なり国民に虚心坦懐に説明しなさいいけないんです。その責務があるんです。大きな間違い。議員は上から目線でかかっちゃいけない。町民とか国民とか、そういった人の意見を真剣に聞く。虚心坦懐に聞くのは議員ですよ、議員の立場。これ、勘違いしないでください。

大体そうやって民主党が非常にいたらくで、安倍政権の生みの親みたいになっていますが、当初から、この強大な政権はブレーキがついていると言われている。でも、最近、ちまたではアクセル緩めたときしかきかないエンジnbrakeだと言われている。私は、これ、もうターボチャージャーが最近ついてるんじゃないかと思うほど、どんどん国民より先行っている。これ、非常に危機的な状況だと私は感じています。

今の委員長さんの発表もございますが、陳情審査、これ、議員の個人、あるいは政党、所属政党、党利党略、そういうもの離れて、虚心坦懐、整合性と議会審議の経過、十分にわきまえた上で、結果を遂行しながら結論を出していく。それを否定するなら、みずからの意見を堂々と意見書として提案する、それぐらい責任を持っていただきたい。

以上、反対討論終わります。

**議長（児玉信治君）** 次に、原案に反対者、すなわち委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

2番 望月貞明君、登壇。

(2番 望月貞明君登壇)

2番(望月貞明君) 2番 望月貞明。

陳情第3号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情に反対する討論を行います。

この陳情には、日本が攻撃を受けなくても、他国への攻撃を武力で阻止する集団的自衛権を容認する決定をしたと書かれております。これをそのまま読みますと、集団的自衛権は一般的な集団的自衛権行使の意味にとれます。しかし、閣議決定の内容は個別的自衛権の延長線上の限定的な集団的自衛権の概念であり、国際法でいう集団的自衛権とは全く違いがあります。閣議決定と国際法上の集団的自衛権を同一視する誤った認識があると考え、反対をしたいと思います。

一般に集団的自衛権とは、ある国家が武力攻撃を受けた場合に、直接攻撃を受けていない第3国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利とされております。しかし、昨年4月1日の閣議決定では、国際法で認めている他国の防衛目的とする、いわゆる集団的自衛権は認めておりません。閣議決定では、冒頭でまず日本の安全保障の基本である専守防衛の堅持を明言しております。そして、自衛隊に武力行使を認める場合は、我が国の存立を全うし国民を守るための自衛の措置に限っております。あくまでも我が国の防衛のための限定された範囲内の武力行使しか認めておりません。つまり、閣議決定は憲法第9条のもとで許される、自衛の措置の限界を定めたものであります。その限界とは自国防衛のための武力行使までであり、それを超える集団的自衛権の行使は認めておりません。

自衛隊による武力行使を認める場合には、次の新3要件を満たさなければならないと閣議決定は決められております。第1に、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある各国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、第2に、これを排除し、我が国の存立を全うし国民を守るために、ほかに適当な手段がないとき、第3に、最小限度の実力を行使するとなっております。

第1要件の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、横畠内閣法制局長官は、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況と国会で答弁しております。

第2要件の我が国の存立を全うし国民を守るための意義については、首相は他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使は認めるものではないと述べております。まさに憲法の枠内で専守防衛である日本の自衛権の原形を示した概念であり、国際法における他国防衛のみを目的とした集団的自衛権とは大きな隔たりがあります。したがって、この陳情は注釈なしに集団的自衛権容認の閣議決定としており、閣議決定の内容を誤って理解しているというふうに思います。

次に、憲法の解釈に関する誤解があると思います。憲法第9条は、戦争の放棄、戦力の保持、

交戦権の否認を定めておりますが、一方、前文で国民の平和的生存権を、第13条で国民の生命、自由、幸福追求の権利を認めております。これにより、日本国憲法は自国の平和と安全を維持するために必要な自衛の措置をとることを禁止していないと解釈できます。その結果、自国防衛のための自衛隊は認めましたが、第9条があるため自衛の措置といっても無制限に行使できるわけではなく、他国防衛を目的とする集団的自衛権の行使はできないとの憲法解釈は守ってきております。

横畠内閣法制局長官は、今般の閣議決定は、憲法第9条のもとでも一定の例外的な場合に自衛のための武力行使が許されるという1972年の政府見解の基本論理を維持し、これを前提とし、これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的解釈の範囲内のものであると考えている。したがって、閣議決定は憲法改正によらなければできないことを行うという意味でのいわゆる解釈改憲には当たらないと国会で答弁しております。また、憲法学者も従来の憲法解釈と完全に整合していると明言しております。閣議決定でも、この憲法解釈は守られており、従来の憲法解釈を変更したことになっておりません。

以上の理由により、閣議決定における極めて限定された個別的自衛権に匹敵する集団的自衛権の行使を、自国のみの防衛を目的とする国際法上の集団的自衛権と誤った認識を前提とした陳情を到底受け入れることはできません。

現代において、他国が日本国全土を侵攻するような全面的な武力侵略の可能性はほとんどありません。近年になって弾道ミサイルや核兵器といった大量破壊兵器の脅威が明白になり、国際的にもテロ攻撃や領域をめぐる対立、さらに地域紛争に伴うさまざまな安全保障上の危機が高まっております。こうした安全保障上の変化を受け、国民と国土を守るため現在の安全保障の法制度のすき間を埋める法整備を検討してきた結果が閣議決定であります。あくまでも日本防衛のための自衛の措置の範囲内の閣議決定であり、これを具体的に明確にするのが法整備であります。閣議決定に沿った法整備をすることが今の国民と国土を守ることに繋がると考えます。法整備に当たっては、閣議決定に書かれている文面、理念、国会答弁等の内容、文言から逸脱しないよう慎重に進めることを要求し、反対討論とします。

**議長（児玉信治君）** 次に、原案に賛成者、すなわち委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

15番 渡辺正男君、登壇。

（15番 渡辺正男君登壇）

**15番（渡辺正男君）** 15番 渡辺正男。

陳情第3号について討論させていただきますが、もともと戦争というのは自存自衛のため、こうやって始まるのが常です。そのことを忘れないでいただきたいというふうに思います。同じ憲法、同じ記事、同じ陳情書、また同じ閣議決定、同じ世論調査を見て、こんなにも見方が違うか、解釈が違うか、驚きました。私はだから、だからこそ明文化されても解釈がいろいろあるということの中で、この法整備、戦争ができるための法整備というのは危険なことだとい

うふうに思います。

それでは討論します。

陳情第3号 集团的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないように関係機関に意見書を提出することを求める陳情を不採択とした総務常任委員長報告に対し、反対の立場から討論します。

陳情書に記載されているとおり、当議会は、昨年3月議会で集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情、6月議会で集团的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求める陳情、9月議会では集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を採択しております。それぞれ意見書を関係機関に送付しているわけであり、当議会の機関意思は解釈改憲反対であり、集团的自衛権行使は容認せずです。今回の陳情に対する総務常任委員長報告は不採択です。これは明らかに、これまでの当議会の機関意思決定に対して矛盾するもので、容認することはできません。

今、安倍政権が進めようとしている安全保障関連の法整備は、憲法解釈、集团的自衛権行使容認に基づくものです。これを行わないように求める本陳情の願意は至極妥当であり、当議会がこれに賛同することは当然のことです。

きょう30日付の信濃毎日新聞に、共同通信社が行った世論調査の結果が掲載されていました。それによると、集团的自衛権行使の安保法制について、法整備自体への「反対」は45.0%、「賛成」は40.6%、今国会での成立には「反対」が49.8%、「賛成」が38.4%となっています。また、戦闘を行う米軍を自衛隊が後方支援できる範囲の地理的制約の撤廃には、61.9%が「反対」、後方支援での自衛隊の活動範囲を非戦闘地域から拡大する政府方針には、69.9%が「反対」と答えています。国民は、安倍政権の解釈改憲に基づく安全保障関連の法整備を許してはいません。

25日付の新聞赤旗に、陸上自衛隊員に遺書強要との記事が掲載されていました。陸上自衛隊北部方面隊で2010年夏以降、隊長ら上司から、家族への手紙を書きロッカーに置くようにと服務指導されたという話です。これは隊員にとっては命令に等しく、絶対服従が求められます。書かされた元隊員は殉死、殉職ですね、殉死、戦死への覚悟を求められたものであることを感じたと言っています。国のために公務として死ぬことへの覚悟、集团的自衛権行使容認とする具体化する安全保障関連法整備とは、海外で戦争する国づくり、自衛隊員が殺し、殺される立場になるということにほかなりません。

自民、公明の与党は、集团的自衛権行使容認などを柱にした閣議決定に基づく戦争立法の具体的な方向性について正式合意しました。合意文書は、自衛隊の海外活動について国際法上の正当性や自衛隊員の安全の確保といった方針を盛り込み、あたかも歯どめを設けたかのように装っています。しかし、いずれの方針も海外で戦争する国づくりを押し進める戦争立法の危険な本質を少しも変えるものではありません。戦争立法の重大な問題の1つは、米国が世界のどこであれ戦争に乗り出せば、自衛隊が従来活動を禁止されてきた戦闘地域まで行って軍事支援



をすることです。

与党合意では、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態で活動する米軍などを支援するために周辺事態法を改定する。もう一つは、国際社会の平和と安全のために活動する米軍などを支援するために、新法、これは海外派兵恒久法を制定するという二本立てで進めていくことを決めました。与党合意は、海外派兵恒久法について国際法上の正当性にかかわり国連決議に基づくものであること、または関連する国連決議があることを要件にしています。しかし、それが何の歯どめにもならないことは2003年の米国によるイラク戦争とそれに対する自民、公明両党の態度を見れば明らかです。

イラク戦争は、米国に武力行使の権限を与えた国連決議がないのに強行された国際法違反の侵略戦争でした。ところが米軍は、湾岸戦争、1991年の国連決議などを持ち出して、自分に都合よく不当にねじ曲げて解釈し、国連決議に合致した行動などと主張しました。この無法な戦争を支持、容認したのが自民、公明両党です。イラク侵略戦争のような戦争であっても自衛隊が軍事支援を行う危険は明白です。しかも周辺事態法の改定では国連決議は要件になっていません。日本の平和と安全に重要な影響を与えるという口実さえつけば、無条件に米軍などへの支援が可能になります。自衛隊員の安全の確保も何ら保障はありません。

これまで海外で米軍などに軍事支援を行う自衛隊の活動範囲は、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域、すなわち非戦闘地域とされてきました。ところが政府が与党に示した資料では、自衛隊の活動場所やその近くで戦闘行為が発生したり、発生することが予測されたりする地域にまで拡大しています。搜索活動については、戦闘行為が発生しても継続が許容されるとしています。安全確保どころか、自衛隊員が戦地に派遣され、殺し、殺される危険がいよいよ現実のものとなります。

与党合意は、国連が総括しない安全確保活動にも参加し、任務遂行のための武器使用も可能にしようとしています。多数の死傷者を出したアフガニスタンの国際治安支援部隊 I S A F のような場合でも参加し、治安維持活動を行おうというものです。危険な戦争立法の法案化作業は直ちに中止すべきです。

以上の理由から、本陳情については当議会が過去3回の関連陳情採択という機関意思を決定したこと、また、その実現に対して負う政治的、道義的責任からいっても採択しなければならないものと考えます。どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（児玉信治君）** ほかに討論はございますか。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** 討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(児玉信治君) 起立10人です。

したがって、陳情第3号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

### 会議時間の延長

議長(児玉信治君) お諮りします。

議事の都合から、本日の会議時間を会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ議事が終了するまで延長したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は議事が終了するまで延長することに決定しました。

ここで午後5時まで休憩といたします。

(休憩) (午後 4時33分)

---

(再開) (午後 5時00分)

議長(児玉信治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程の追加

議長(児玉信治君) ただいまの休憩時間中に、11番 湯本市蔵君から、発議第1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について提出されました。

提出のありました議案を配付しますので暫時お待ちください。

(議会事務局職員発議第1号議案を配付する。)

議長(児玉信治君) お諮りします。ただいまお手元に配付しました発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。お異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 発議第1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 追加日程第1 発議第1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 11番 湯本市蔵。

私の長い議員生活最後の定例会で、大変なハプニングがあり驚いております。世界平和観音がある平和の町の火が消されずに、よかったと思っております。

陳情採択の良識ある結果を受けましたので、陳情者から出されました意見書を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料をお願いします。

発議第1号

集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年3月30日 提出

提出者 山ノ内町議会議員 湯本市蔵

賛成者 山ノ内町議会議員 渡辺正男

平成27年3月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

これは予定でございます。

それでは、案文を紹介させていただきます。

集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書

政府は7月、これは昨年です。昨年7月1日の臨時閣議で憲法の解釈を変更し、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」をおこない、現在「武力攻撃事態法」「自衛隊法」「PKO法」など関連法の今国会での改定に向けて準備に着手しています。

しかし、集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきました。国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことです。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするのは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ませ

ん。

したがって、国におかれては、集団的自衛権容認にもとづく法整備等をおこなわないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
法務大臣様  
外務大臣様  
防衛大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

それで一言だけちょっと紹介したいんですけども、安倍首相が我が軍という発言をしたというのが問題になっておりますが、これはやっぱり首相は戦争立法の先に明文改憲を進める考えを繰り返し明言しておりまして、自民党の改憲草案は戦力不保持、交戦権否認を定めた憲法第9条2項を削除し、国防軍を保持すると明記しております。その本音が出たものだというふうに思っております。このような首相が進める今の法整備というものが、いかに心配かというふうに私は思います。

それともう一つ、TBSの番組で29日に放映された自民党の幹事長経験者の野中広務さんと古賀さんの記事が出ておりました。時事放談で野中氏は、自衛隊を海外に出し活動範囲を広げたら必ず戦死者が出る。大変大きな過ちを犯そうとしていると指摘。さきの戦争の犠牲を知る1人として亡くなった人に申しわけない、本当に戦後70年は何だったんだと悔しくて悔しくて夜も寝られないほどに悔しいと語ったと。それから、古賀氏は集団的自衛権の議論から大きく踏み越えていると批判。限定的と議論してきたが、とんでもない法制化が進められようとしていると警鐘を鳴らしたというふうに言われております。こんな点も参考にして、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

最初に、原案に対する反対者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 9番 黒岩浩一。

ただいまの案に対して、意見書提出に反対の立場で討論いたします。

過去3回の陳情、それから議会議決、それがありますので、どうも論議が錯綜して論点がぼやけてきている感じがいたします。原点に返ると基本的には国際法を無視しかねない国がごく近くにいるわけで、それから国だけじゃない組織もあります、テロ組織等も。そういうところから自分の身をどうして守るかというのが、これが基本的なポイントでございます。そのためには、現実的には自衛隊の存在と日米安保条約の存在、これを前提として考えるのが最も現実的であります。

そういう目先の現実に対処するのがどうするかという問題で、私は、しばらく安倍路線に乗っかっていくのも、これも1つの方法であり、それがいいんじゃないかと。アベノミクスで経済が目下回復していますね。これは先はどうかかわからないけれども、今のこのそういう安倍路線で乗っかっていくこと、これは決して悪くない。同じような考えを私はこの問題についてもしております。

したがって、集団的自衛権論議、いろいろ出ておりますけれども、これの解釈だとか、こればかり話すのは、問題を矮小化、我々し過ぎっちゃっていると。原点に返ってみるべきだと思います。そういう場合に、世界は、私も世界中歩いておりますけれども、死にたくない、死なせたくないだけで、それで本当にその問題が解決するものじゃないということを私ももう身にしみて感じております。

したがって、一方的に戦争反対、かなり情緒的な、誰だって死にたくない、身内を殺したくないです。友人も殺したくないから当たり前ですけれども、情緒的な感情論でどうしてもなりがちで、それはもう当たり前のことですけれども、そういうものをどういうふうにして現実に合わせていくかという問題だと思います。

私も安倍路線を無条件に何でもかんでもついていこうという気はしておりません。特に先ほど湯本議員が言われました我が軍発言ですとか、それから文民統制をなし崩しに廃止しようとするような傾向が安倍さんに出てきたんで、これは是々非々でとめるところはきっちり決めなくちゃならないと思います。しかし、そういう現実を踏まえた上で、安倍さんを十分監視しながら我々は現実に対処していかなくちゃならないという意味で、ただいまの意見書を読んでいただきましたけれども、これはそれだけではないかなものかと思っております。

以上でございます。

**議長（児玉信治君）** 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

**議長（児玉信治君）** ありませんか。

討論を終わります。

発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(児玉信治君) 起立10人です。多数です。

したがって、発議第1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

議長(児玉信治君) ここで議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局から配付させます。

(事務局職員変更の議事日程を配付する。)

- 
- 34 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 35 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 36 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 37 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(児玉信治君) 日程34から日程38までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、5案は、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

---

議長(児玉信治君) ここで、先刻、新副町長の選任同意がなされましたが、3月31日をもって退任されます小林副町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

小林副町長、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

(副町長 小林 央君登壇)

副町長(小林 央君) 一言ご挨拶申し上げます。

ここに立つのは本当に4年ぶりでございます、4年前にここに前議長の山本さんから小林新副町長、登壇と言われたのが最初でございます、きょうが2度目でございます。

私の退任の挨拶は、12月の議会で既に賞味期限ということで申し上げてしまいましたので、

正式なのは、その議事録を読んでいただければと思っております。

今思えば、本当4年間というのは非常に長くもございましたし、またあつという間でもございました。最初、役場へ入りまして、かんぱいとか言われて、かんぱいって何だろうとか、業選とありまして、業選というのよくわかりませんでした。農集って何ですか、これ、全然わからない言葉で、そういった行政用語に非常に戸惑いまして、また、地域に招かれて、いわゆる締めの方です。一本だか二本だか三本だか、それぞれ地域によって違ったということもございました。最初、非常におろおろしたスタートでございましたが、この4年間、町民、それから議員の皆さん、それから職員の皆さんに本当に助けられて何とかやってこられたかなという思いでございます。

とても楽しかったとか、いい経験になりましたとか、勉強をさせていただきました、うれしいところがたくさんありました、こういうことは私が使う立場ではございません。いろんな場面で一緒になった町の人たちと一緒に話し、そして考え、笑い合えたことは一生の思い出になるんだろうなと思っております。

今後のことですが、1つは有楽町にございますふるさと回帰支援センター、議員さんもよくご訪問されている場所でございますけれども、ああいったところでのお手伝いですとか、また先ほどもございましたが、日経の一面に掲載され、金融庁を初めとした霞が関、それから証券関係者、またアクセンチュアとかいう巨大なコンサルタント会社の間で、なぜ山ノ内にああいったファンドができるのかと非常に話題になっている政府系ファンドがございます。こういったところでもお手伝いできたらなと思っております。

一部の方を除きまして、職員の皆さんと知り合って4年、そういう意味では、お付き合いはたったまだ4年でございます。もういいじゃないかと、もう十分だという方もいらっしゃると思いますが、本当のお付き合いはこれからだと私は思っております。今後とも長いお付き合いをどうぞよろしく願いいたします。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

**議長（児玉信治君）** 4年間、大変ご苦勞さまでございました。退任されても健康には十分注意され、町発展のために今後とも引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

次に、新たに副町長に選任同意されました柳澤直樹君がお見えでございますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

事務局で案内する間、しばらくお待ちください。

（議会事務局職員 柳澤直樹君を議場内へ先導する。）

**議長（児玉信治君）** それでは、柳澤直樹さんから、ご登壇し、ご挨拶をお願いいたします。お願いいたします。

（新副町長 柳澤直樹君登壇）

**新副町長（柳澤直樹君）** 来る4月1日付をもちまして、副町長を拝命することとなりました柳

澤直樹でございます。

県の職員として2年間、北信地方事務所に勤務をいたしまして、山ノ内町のすばらしさ、そしてポテンシャルの高さというものを着目してきたところでございます。

私、ふなれなものでございますので、この町の状況をまだ熟知しておりませんし、また、この町の出身でもございません。これから必死で勉強をさせていただきたいと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

人と自然を育み、次世代につなげる、ぬくもりのあるまちづくりに私も協力してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方には、これからご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしく願いいたします。

議長（児玉信治君） ありがとうございます。

---

議長（児玉信治君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

議長（児玉信治君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月10日から本日までの21日間の会期でありましたが、一般質問においては13名の議員が登壇され、観光と農業の振興などを中心に、町の諸課題についてさまざまな見地から活発な論戦を展開いただきました。

また、議案審議では、平成27年度予算や平成26年補正予算を初め、条例の制定と一部改正に加え人事案件など数多くの重要案件についてご審議願い、とりわけ新年度予算の審査に当たっては、町長選挙の関係から骨格予算ではありましたが、予算審査特別委員会を設置し慎重かつ真剣にご審議いただきました。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

今議会は、議員任期最後の定例会でありました。任期中、議場において、町長を初め理事者、管理職の皆さんと、さまざまな施策や課題について住民の視点に立ち激しい議論を重ねてまいりましたが、このことは議会の使命と議員の職責から、ひとえに町産業の活性化や町民福祉の向上、そして当町の繁栄を願う一念からでありました。

また、議会の活性化はどうあるべきか、議員同士、互いに激論を重ねてきた4年間でもありました。私ども議員は来るべき5月31日をもって任期が満了するわけではありますが、今回で引退される議員各位におかれましては、今後は健康に十分留意いただき、当町発展のため、さらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。また、引き続き立候補を予定されている議員各位におかれましては、来る4月26日の町議会議員選挙で当選の栄位を勝ち取ることができるよう心からお祈り申し上げます。

本日ここに無事閉会を迎えられることを議長として改めて感謝を申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、



閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議いたします。

---

**議長（児玉信治君）** 町長から閉会の挨拶がございます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 平成27年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は3月10日から21日間の長い会期中で、3日間の一般質問では、産業振興、人口減少対策、教育福祉行政を中心に活発なご議論をいただきました。また、平成27年度一般会計予算を初め、特別会計など予算関連議案、職員定数条例の一部を改正する条例などの条例制定議案、副町長の選任などの人事案件など、全ての議案を原案どおりご承認いただきありがとうございました。

とりわけ平成27年度予算審議に当たっては特別委員会を設置され、慎重審議をいただきましたことに改めて敬意と感謝を申し上げます。

なお、審査意見を数多くいただきましたが、十分尊重させていただき予算執行に努めてまいります。

小・中学校の卒業式、保育園の卒園式も無事に終了し、毎年のことですが、子供たちの晴れやかな顔とご家族の皆さんの潤む目が印象的でした。4月には希望に満ちて小学校、中学校、高校、社会人として、それぞれ学業に励まれたり、地域にご貢献いただけることに、ともに喜びを分かち合いたいと思います。

3月13日から14日、新たな冬の志賀高原を満喫していただくイベントとして、全国の地ビールを飲みながら生バンド演奏を楽しむスノーモンキービアライブも4回目。冬の風物詩となりリピーターも定着し、2日間で2,300の方が来場され、大いににぎわいました。企画実施された関係者に改めて御礼を申し上げたいと思います。

かつて陸の孤島と言われた北信濃でしたが、長野オリンピックを機に長野新幹線の開業、高速道路が開通し高速交通時代に入り、3月14日、新たに北陸新幹線金沢延伸に伴う飯山駅が開業しました。当日は早朝から飯山駅での出発式、到着式、新幹線の小旗に振られ、ホームの人込みの中、実施されました。引き続き長野駅でも大勢の関係者のご参列のもと祝賀行事が開催され、大いににぎわいました。また、4月から善光寺のご開帳と重なり、当町を含め新たな観光振興として大いに期待し、さらなる誘客活動を積極的に展開してまいります。

3月15日、山ノ内町観光大使の神田正輝カップスキー大会もことしで18回目を迎え、大勢の皆様方にご参加いただき無事終了しました。ことしから町も協賛しての大会となりましたが、前夜祭でも神田さんのファンでスキー愛好者、志賀高原大好きの方が神田さんと志賀高原ビールを飲み交わしながら大いに盛り上がっていました。一方、当日、SBCラジオ「よってかっ

しゃいやまのうち」や広報「やまのうち」の対談も実施、町のPRをしていただきました。

消防団も時代の推移を考慮し、現代の水防団を解散し、新たに機能別消防団に移行し、より住民、観光客の安心・安全を守り、予防消防の充実のため活動いただくこととなります。町としても大いに期待しているところでございます。

先ほどご同意いただきました柳澤氏については、4月より新副町長として、長年の県職員の経験とともに北信地方事務所長の経験、人脈を生かして一緒に町政を担っていただけるものと期待しております。

また、小林副町長には4年間、副町長として単身赴任され、ご不便をおかけしましたが、長年の民間でのご活躍の経験、ノウハウを生かし、志賀高原ユネスコエコパークの取り組み、職員教育、首都圏の団体、企業、大学などに足を運び、町の観光、農業のブランド力の向上や町との連携を始めていただくなどご活躍いただきました。この経験を生かし、健康にご留意をいただき、今後も町政のご支援、アドバイスをお願いし、ねぎらいの言葉とさせていただきます。

先週、3月17日、長野財務事務所長が山ノ内町の財政診断の分析結果に来町されました。山ノ内町はオリンピック関連の財政負担も大きく、自立に当たり起債残高のピークが平成22年度となり、一方、税収の大幅減、滞納額も10億円近くとなり、公債費比率県下ワーストワンで大変心配しました。こうした厳しい中、保育園の統合による新築、金利の高い起債の繰上償還、学校、保育園の大規模改修、消防署の新築、県下に先駆けての18歳までの医療費の無料化を初め、保育料の軽減、奨学金制度の改正など福祉や教育に対する施策の充実、観光業者への特別融資、観光振興、農業振興施策、道路改良など着実に実施される中、厳しい財政状況下でのこうした取り組みは大変評価できます。

また、都市計画税の廃止は大変心配しましたが、これも乗り越え、20億台の基金残高が維持できたことも評価できるし、これからも厳しい財政状況ではありますが、引き続き安定した財政基盤の確立の上に住民要望も多種多様でしょうが、山ノ内町らしさを大切に、観光や農業、福祉や教育、住民生活の施策を講じていただきたいとのことでした。

私のほうから、オリンピック前を除けば昔も今も町予算規模は60億台、税収は34億円を超えたときもあったが、今は半分以下の16億円台。住民要望も多種多様の中、町制60周年、恵まれた自然を生かし、自信と誇りの持てる郷土を目指して、住民、議会、職員とともに基幹産業の観光と農業の振興、福祉や教育の充実、安心・安全なまちづくり、人づくりはまちづくりを基本に初心忘れず、目配り、気配り、心配りを心がけ町政に当たる旨を申し上げたところでございます。

早いもので、あさって4月1日からは新年度を迎えますが、町制施行60周年の記念すべき日に当たります。当町の文化センターでの記念式典に続き、庁舎玄関前には祝賀の懸垂幕の掲揚、そして平和の丘公園にて広島、長崎の被爆2世樹木クスノキ、アオギリの記念植樹を皮切りに25の記念事業を企画し、多くの町民参加と元気な町を町内外にPRしてまいります。通常の町行政や各事業とともに、一層のご協力、ご参加をよろしく願いいたします。

議会だよりも次号で記念すべき100号となりますが、これも議会活動がより住民にとって身近な存在として、また議会活動のPRとして、先人たちから受け継がれた歴史の1つであり、編集委員を中心にした全議員の議会活動に対する熱意のたまものとして改めて敬意と感謝を申し上げます。

4月3日告示の長野県議会議員選挙ですが、町としては、選挙管理委員会のご協力により投票率のアップに努めてまいります。また、4月下旬には町町議選も行われますが、県議選同様、より多くの有権者が投票されるよう努めてまいります。

議員の方には、引き続き立候補を予定されている方、諸事情により今期で引退される方、さまざまですが、立場はいろいろありましても引き続き町政発展にご尽力賜りますよう、この場をおかりしお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町行政に対して従前にも増してご指導、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（児玉信治君） これにて、平成27年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

(閉 会) (午後 5時33分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

山ノ内町議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員